

意見募集要項

1 意見募集対象

今回の意見募集対象は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）の運用のために、同法施行規則案に基づき主務大臣が定める特定外来生物の種類ごとの飼養等の取扱い細目（告示事項）となります。また、同時に、外来生物法施行規則に条文を1項追加することとしましたので、当該追加部分及び当該規定に基づく告示事項についてもパブリックコメントの対象とします。具体的な記載事項は次のとおりです。

生物ごとの取扱いの細目の内容については、
（資料1 - 1 ~ 1 - 14）生物ごとの整理表
（資料2 - 1）外来生物法施行規則追加条文
（資料2 - 2）追加条文に対応する整理表
（資料3）特定外来生物の飼養等の取扱い細目（告示事項）案についての考え方をご覧ください。

（1）特定外来生物の飼養等の取扱い細目（主務大臣による告示事項）

特定飼養等施設の基準の細目（省令案第5条第2項）

飼養等の許可に際して付することのできる条件の細目（省令第7条関係）

- ・ 許可条件で定めることのできる許可の有効期間（省令第7条第1号）
- ・ 許可条件で定めることのできる特定外来生物の数量の変更の届出を行う必要がある事由と届出を行わなければならない期間（省令第7条第2号）

特定外来生物の取扱い方法の細目（省令第8条関係）

- ・ 特定外来生物の取扱い方法として定める識別措置の届出を実施しなければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法（省令第8条第2号）
- ・ 主務大臣が定める特定外来生物の取扱方法（省令第8条第4号）

（2）外来生物法施行規則の追加条文（新第9条）（主務省令の一部）及び関連告示

現にオオクチバスに係る第5種共同漁業権が設定されている内水面の取扱い（省令第9条関係）

- ・ 特定飼養等施設の基準の細目（省令新第9条第1号）
- ・ 特定外来生物の飼養等の許可に際して付することのできる条件の細目及び取扱い方法の細目（省令新第9条第2号）

* 今回、パブリックコメントでお示しするのは、告示において規定する取扱い細

目について生物別及び飼養等目的別にその内容を整理表形式で取りまとめたものです。これらは、告示内容の考え方を示したものであり、今後、告示の条文の作成を進める過程において、記述内容が多少変更となることもありえますので、あらかじめ御了承ください。

2 意見募集期間

平成17年4月22日(金)～平成17年5月12日(木)17:30まで
郵送の場合は平成17年5月12日消印有効

3 意見提出方法

[意見提出用紙]の様式により、氏名(企業・団体の場合は、その名称)、連絡先(住所、電話番号必須)を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

郵送(A4版):封筒に朱書きで「飼養等の取扱い細目の意見募集について」と記載してください。

FAX(A4版)

電子メール:[意見提出用紙]の項目に従い、テキスト形式で送付してください(添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので御遠慮願います。)。

<注意事項>

意見は、日本語で御提出ください。

意見の対象は、資料番号、生物名、項目等、該当箇所がわかるように記載してください。

意見概要は、100字以内で、「 のところについて と修正すべき」等簡潔かつ趣旨がわかるように記載願います。

郵送、FAXの場合はA4サイズ用の紙に記載の上、提出願います。

電子メールの場合、件名に「飼養等の取扱い細目について」と記載してください。

また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います(アドレス中の署名は、氏名と判断できない場合がありますので御注意願います。)。

FAXについて、締切日近くになると、回線が混み合いますので、あらかじめ余裕を持ってお送りください。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送り願います。

提出いただきました意見については、名前、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承

知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

この募集要領に即して記述されていない場合（氏名、住所、電話番号等必要事項が書かれていない等内容に不備があるもの、×切内に到着しなかったもの等）及び下記に該当する内容については無効とさせていただくことがあります。

- ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・ 個人や特定の団体の財産、プライバシーを侵害する内容
- ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・ 営業活動等営利を目的とした内容

皆様からいただいた御意見は、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

[意見提出用紙]（電子メール、FAX、郵送共通。なお、FAX、郵送の場合、別添PDFファイルを印刷して使用することも可能ですので是非ご利用ください。）

各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名] 飼養等の取扱い細目について

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[御意見]

1 意見の対象箇所(対象箇所がわかるよう下記の例のように詳しく記載してください。)

(1) 資料番号：(例：資料1 - 1)

(2) 生物名：(例：タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル)

(3) 表中の項目：(例：取扱い方法(省令第8条第4号))

(4) 対象となる文等：(例：「特定飼養等施設の外では飼養等してはならない。」の部分)

2 意見の概要(100字以内で意見の趣旨がわかるように記載してください。)

3 意見及び理由(可能であれば、根拠となる出典等を記載してください。)

4 (意見募集対象)の閲覧又は入手の方法

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp>) のパブリックコメント欄 (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>) 及び同ホームページの外来生物法のページ (<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>) を参照。

郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し 240 円切手を貼付した返信用封筒 (長 3 形) を別の封筒に入れ、意見提出先まで送付してください。

5 意見提出先

郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

環境省自然環境局野生生物課 あて

FAX の場合

FAX 番号 : 03-3504-2175

電子メールの場合

電子メールアドレス : gairai@env.go.jp